○津山圏域資源循環施設組合物品調達等業者指名委員会規程

平成２１年５月２５日
津山圏域資源循環施設組合訓令第７号

（設置）

第１条　津山圏域資源循環施設組合が発注する物品調達等（物品調達業務及び役務の提供（別に定めがあるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る入札及び随意契約（以下「入札等」という。）について、入札等の公正を図り、もって契約の適正を期するため、津山圏域資源循環施設組合物品調達等業者指名委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

⑴　執行予定額が１件１００万円以上の物品調達等における指名業者の選定

⑵　入札等参加者の資格の適格性の審査

⑶　指名業者の指名停止に係る審査

⑷　その他管理者が必要と認めた事項

（委員会の組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、副管理者（津山市副市長）をもって充てる。

３　副委員長は、津山市環境福祉部長をもって充てる。

４　委員は、事務局長、津山市契約監理室長及び構成市町主管課の課長をもって充てる。

（職務）

第４条　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、必要のつど委員長が招集する。

２　委員会は、第３条の規定により委員会を構成する者（以下「構成員」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席者（委員長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見聴取）

第６条　委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

（会議の特例）

第７条　急施を要し、委員会の会議を開くいとまがないときは、構成員に回議して、これに代えることができる。

（秘密の保持）

第８条　何人も、委員会の会議の内容について、外部に漏れないよう秘密の保持に努めなければならない。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、事務局において行う。

付　　則

この規程は、平成２１年５月２５日から施行する。

付　　則（平成２５年３月３１日訓令第２号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

付　　則（平成２９年４月１日訓令第２号）

この規程は、令達の日から施行する。

付　　則（平成３０年１月１９日訓令第３号）

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

付　　則（令和３年１０月１９日訓令第２号）

この訓令は、令和３年１２月１日から施行する。